

肥料価格高騰緊急対策事業実施要領

令和5年2月2日付け4農技第721号

第1 趣旨

肥料価格高騰緊急対策事業の実施については、肥料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 取組実施者（農業者の組織する団体等）

交付要綱第3における対策事業取組実施者とは肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第3の要件を満たす者とする。（以下「取組実施者」という。）

第3 事業の内容

事業実施主体は、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む取組実施者及び信州の環境にやさしい農産物認証に取り組む農業者並びに有機農業に取り組む農業者（以下「対策事業取組実施者」という。）に対して、当年の肥料購入費のうち前年からの肥料費上昇分の一部に当たる支援金の交付を行うことを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

第4 補助金の交付額

- 1 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、本事業の実施に必要な補助金を交付するものとする。
- 2 県は、事業実施主体の交付申請見込額の県の総額が予算を上回る場合には、不公平が生じないよう調整を行うものとする。

第5 補助対象経費

- 1 本事業の補助対象経費及び補助率は、別記のとおりとする。事業実施主体は、本事業の会計について、他の事業等の会計と明確に区分し、別表の費目ごとに金額が確認できる証拠書類等を整理すること。
- 2 交付決定額は、補助対象経費等の精査により交付申請額から減額することがある。

第6 補助対象としない経費

本事業の実施に必要な経費であっても、以下に掲げるものは補助対象としない。

- 1 補助金の交付決定前に支出される経費（交付要綱第9第1項に定める交付決定前着手届を提出している場合を除く。）
- 2 本事業以外の事業に要する経費と区分できない経費
- 3 国が補助する肥料価格高騰対策事業以外の事業と重複する経費
- 4 本県に住所を有しない農業者の経費

- 5 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したものと
して証明できない経費

第7 取組実施者の募集方法

事業実施主体において募集を行うものとする。

第8 事業実施の手続等

交付要綱第5第3項の知事が別に定める事業実施計画書の作成及び第5第4項の知事が別に定める事業実施計画書の変更等の手続は、以下のとおりとする。

1 事業実施計画書の作成及び変更等

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第1-1号により事業実施計画書を作成し、交付要綱第7第1項に定める交付申請書とともに、知事が別に通知する日までに知事に提出するものとする。
- (2) 事業実施計画書の重要な変更（交付要綱の別表の重要な変更の欄に係るものに限る。）については、交付要綱第12第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

2 肥料価格高騰対策事業取組計画書の作成及び変更

- (1) 取組実施者は、参加農業者が作成する参考様式第2号に定める化学肥料低減計画書が適正であることを確認した上で、参考様式第1-1号に定める取組計画書（以下「対策事業取組計画書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 対策事業取組計画書の提出を受けた事業実施主体は、その内容について審査を行い、取組実施者に別記の第2の2に定める支援金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、速やかに参考様式第3号により通知するものとする。
- (3) 取組実施者は、対策事業取組計画書について、支援金の増加を伴う重要な変更が生じた場合には、(1)及び(2)に準じて変更の手続を行うものとし、それ以外の変更については、事業実施主体に届出を行うものとする。

3 事業実績の報告

事業実施主体は、交付要綱第16第1項に定める実績報告書の作成に当たり、以下の内容によるものとする。

- (1) 事業実施主体は、取組実施者に対し、参考様式第4号により取組実績報告書を提出させるものとする。
- (2) (1)の提出を受けた事業実施主体は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

第9 補助金の返還

1 補助金の返還

事業実施主体は、補助金の交付を受けた取組実施者が、補助金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。

- (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。

- (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (3) (1) 及び(2) の返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰さない事情により、取組計画書に定められた取組が行われなかったことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。

2 返還の手続

- (1) 事業実施主体は、取組実施者が補助金を返還する必要がある場合には、知事に速やかに報告するとともに、知事の指示の下、当該取組実施者に速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとする。
- (2) (1) により補助金の返還があった場合は、事業実施主体は当該返還額を県に返還するものとする。
- (3) 事業実施主体は、1 により返還を求める場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金を請求するものとする。
- (4) (1) により返還を求められた金額を支払わない取組実施者があるときは、事業実施主体は、期限を指定してこれを督促するものとする。
- (5) 知事は、必要に応じて取組実施者に対し直接補助金の返還を求めることができるものとする。

第 10 事業実施状況の報告等

交付要綱第 24 の知事が別に定める事業の実施状況の報告については、以下のとおり行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業の実施状況について、別紙様式第 2-1 号により事業実施状況報告書を作成し、令和 6 年 12 月末日までに知事に報告するものとする。
- 2 知事は、1 の規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

第 11 事業の評価等

交付要綱第 24 の知事が別に定める事業の評価の報告については、事業を実施したときは以下のとおり行うものとする。

- 1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、評価を行い、別紙様式第 2-1 号により評価報告書を作成し、令和 6 年 12 月末日までに知事に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、評価報告書の作成にあたり、取組実施者に対し、参加農業者が作成する参考様式第 6 号に定める化学肥料低減実施報告書をもとに、参考様式 5-1 号に定める取組実施状況報告書を作成させ、提出させるものとする。
- 3 2 の提出を受けた事業実施主体は、その内容について確認を行うものとする。その際、対策事業取組実施者の 5 % 程度を抽出し、化学肥料の使用量の低減の取組が適切に行われ、その内容が正しく報告されているかの現地確認を行うものとする。
- 4 3 の確認を円滑かつ適正に行うため、事業実施主体は、取組実施者に対し、化学肥料の低減の取組に関する記録を保存するよう指導しなければならない。

- 5 知事は、本事業の実施効果等について、必要があると判断した場合には調査を実施できるものとする。この際、事業実施主体及び取組実施者は、知事の求めに応じ、調査に協力するものとする。

第12 取組の中間報告等

- 1 事業実施主体は、取組実施者に対し、参考様式第7号により、令和5年12月末日までに取組中間報告書を提出させるものとする。
- 2 1の提出を受けた事業実施主体は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

第13 証拠書類の保管

- 1 取組実施者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、事業実施主体又は知事から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。
 - (1) 第4の事業を実施したときにあつては、別記の第2の1の取組を実施したことが確認できる書類（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）
 - (2) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（発注書（予約注文書を含む。）、購入明細書、振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等）
- 2 事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、知事から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。
 - (1) 本事業を実施したことが確認できる書類（業務日誌等）
 - (2) 取組実施者から提出された書類
 - (3) 取組実施者への指導監督に係る書類
 - (4) 取組実施者への補助金交付を証明する書類（振込明細書等）
 - (5) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（給与振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等）

附 則

この要領は、令和5年2月2日から施行する。

別記（第2、第3、第5関係）

肥料価格高騰対策事業

第1 事業の目的

肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料購入費上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

第2 事業の内容

1 化学肥料の使用量低減の取組

（1）取組要件

2の支援金の交付を受ける参加農業者にあっては、化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組として、令和4年度又は令和5年度において以下の項目のうち2つ以上の項目に取り組むものとする。その際、前年までに行っている取組を強化することも、これに含めるものとする。

ただし、前年までに既に2つ以上の取組を行っており、これを継続する場合には、1つ以上の項目に新たに取り組む、又は前年までに行っている取組のいずれか1つ以上を強化するものとする。

なお、タとチを選択した場合については、一つの項目でも良いものとし、また新たな項目であることも求めないものとする。

- ア 土壌診断による施肥設計
- イ 生育診断による施肥設計
- ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入
- エ 堆肥の利用
- オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）
- カ 食品残渣など国内資源の利用（エ、オ以外）
- キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用
- ク 緑肥作物の利用
- ケ 肥料施用量の少ない品種の利用
- コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用
- サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む）
- シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用
- ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用
- セ 化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（アからスマでに係るものを除く。）
- ソ その他事業実施主体が化学肥料の使用量の低減効果を有すると認める技術等（以下「地域特認技術」という。）の利用
- タ 信州の環境にやさしい農産物認証

チ 有機農業（有機 J A S 認証または、環境保全型農業直接支払交付金の内有機農業に限る）

（2）地域特認技術の認定方法

前号のソに定める地域特認技術は、取組実施者の申請に基づき、事業実施主体が認定するものとし、その認定に当たっての手続は次のとおりとする。

ア 事業実施主体は、取組実施者から、別紙様式第 3 号により地域特認技術の認定申請があった場合、長野県知事に協議の上、技術的観点から審査を行い、当該技術等の導入前後で化学肥料の使用量の低減効果を有すると認められる場合は、これを地域特認技術として認定するものとする。

イ 事業実施主体は、アにより地域特認技術の認定を行った場合は、対策事業取組実施者に対して別紙様式第 5 号により通知するとともに、速やかにその写しを添えて知事に報告するものとする。

ウ ア及びイに関わらず、事業実施主体は、地域における化学肥料の使用量の低減効果等が明らかであり、地域特認技術として認定することが適当と考えられる技術等がある場合には、別紙様式第 4 号により長野県知事と協議の上で、地域特認技術としてあらかじめ位置づけることができるものとする。

2 支援金の額の算定方法

（1）農業者ごとの支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

支援金の額 = (当年の肥料費 - 前年の肥料費) × 支援率

前年の肥料購入費 = 当年の肥料費 ÷ 高騰率 ÷ 0. 9

なお、支援金の額の補助率は取組農業者の営農形態に応じて以下のとおりとする

営農形態	支援率
(1) 慣行栽培から化学肥料 2 割以上削減する取り組みを行う者	1/10
(2) 信州の環境にやさしい農産物認証認定農業者	2/10
(3) 有機 JAS 認証又は環境保全型農業直接支払交付金の有機栽培に取り組む者	3/10

（2）当年の肥料費とは、令和 4 年 6 月から令和 5 年 5 月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。

（3）高騰率は、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、農林水産省農産局長が肥料価格高騰対策事業のために定めたもののうち、年間の値を使用するものとする。